

## 災害時における支援活動に関する実施細目

### (趣旨)

第1条 本実施細目は、「災害時における支援活動に関する協定」(以下「協定」という。)に基づき、地震、風水害、渇水やその他の災害(以下「災害」という。)の発生時において、飲用水の確保、水道施設等の早期復旧を図るため、公益社団法人日本水道協会(以下「甲」という。)に対する独立行政法人水資源機構(以下「乙」という。)の支援に関して必要な事項を定める。

### (支援の要請)

第2条 災害が発生した場合、甲から乙に対して支援の要請をすることができる。ただし、甲の地方支部長が被災状況等から必要と認めたときは、乙に対して支援の要請を直接行うことができる。

甲の地方支部長から乙へ直接支援の要請を行った際には、甲から乙へ報告することをもって、支援の要請に代えるものとする。

### (要請の方法)

第3条 甲が乙に対して、前条の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項をできる限り明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等迅速かつ適切に伝達できる方法で行うものとし、後日速やかに文書を甲から乙に提出する。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする支援内容
- (3) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (4) 必要とする人員
- (5) 支援の場所及び支援場所への経路
- (6) 支援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

### (支援体制)

第4条 乙は、甲から前条に定める支援要請の連絡を受けたときは、業務に支障のない範囲内で、乙の技術力を活かした支援を行うものとする。

(支援内容)

第5条 乙が行う支援活動の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 可搬式浄水装置を用いた給水支援活動（渇水時等の水道用水確保）
- (2) 可搬式浄水装置を用いた応急給水支援活動（地震、風水害などの災害）
- (3) 排水ポンプを用いた応急復旧活動（施設の浸水時における排水活動等）
- (4) 上記の器機以外の乙が保有する応急復旧用資機材の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(支援要員の派遣)

第6条 乙は、第3条により支援要請を受けた場合、直ちに支援体制を整え、甲の指示に基づき支援先に向かい、支援先の被災水道事業体に協力する。

2 乙は、支援先の被災水道事業体の指示に従って作業に従事する。

(支援要員の受入)

第7条 甲は、乙が応急給水作業及び応急復旧作業等を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、支援車両の集合場所等を指定する。また、宿泊施設についても必要な情報を提供するように努めるものとする。

(費用負担)

第8条 第5条の各号に掲げる乙が支援に要した経費は、次の各号に定めるところにより、原則として支援先の被災水道事業体が負担するものとする。ただし、特段の事情がある場合については、支援先の被災水道事業体と乙が協議して定めることができる。

- (1) 乙の支援職員の人件費等のうち、その職員の職員たる身分に基づき支給される給料及び手当については乙の負担とし、支援活動に伴い別途支給される超過勤務手当等の諸手当及び旅費については、乙の諸手当及び旅費に関する規定に基づき算出した額を、支援先の被災水道事業体が負担する。
- (2) 支援活動に要した材料の調達、車両及び機材等の燃料費、修理費、機材や救援物資を輸送するための車両の賃借も含めた賃借料（支援活動に要した期間におけるメンテナンス費用を含む。）、輸送料については、支援先の被災水道事業体の負担とし、機械器具の損料については乙の負担とする。
- (3) 支援職員の支援先での宿泊や食料に係る経費は支援先の被災水道事業体の負担とし、それを補完する目的で支援職員が携行する食料、生活用品等は、乙の負担とする。
- (4) 第5条第4号に掲げる資材の提供を被災水道事業体が受けた場合には、同等の品質を有する資材を乙へ納入することをもって、費用負担とする。

- 2 前項各号の具体的な区分は、別表のとおりとする。
- 3 乙の職員が支援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、乙の負担とする。ただし、支援職員の疾病に対する応急的な治療については、支援先の被災水道事業体の負担とする。
- 4 乙の職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が支援業務の従事中に生じたものについては支援先の被災水道事業体が、往復途中に生じたものについては乙が、それぞれ賠償の責に任ずるものとする。

(立替支弁)

第9条 乙は、支援先の被災水道事業体が前条第1項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は一時立替支弁するものとし、後日、支援先の被災水道事業体に関係書類を添付した請求書により、請求するものとする。

(連絡担当部課)

第10条 甲及び乙は、この実施細目に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を甲乙間で相互に交換するものとする。

(その他)

第11条 この実施細目に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲と乙で協議して定める。

- 2 甲及び乙は、平常時から各々の組織内で協定及び本実施細目の周知に努めるものとする。

(適用)

第12条 この細目は平成30年12月7日から適用する。

別表（第8条関係）

費用の負担区分一覧

	被災水道事業体が負担すべき費用	水資源機構が負担すべき費用
人件費等	超過勤務手当、深夜勤務手当 特殊勤務手当 管理職員特別勤務手当 旅費（交通費、日当）	給料（左記手当を除く） 地域手当等基本的な手当
車両、機材等の費用	燃料費（ガソリン、軽油） 修理費 賃借料 輸送料	損料
滞在費用	食料費（弁当） 宿泊費（仮設ハウス設置費用、ホテル等宿泊費）	携行する食料費 携行する寝袋、テント等 被服（防寒服・割当のない職員分・クリーニング代） 生活用品、その他福利厚生費
その他事務費等	写真代「工事確認用」 作業用消耗品 通信費 トランシーバー、消火器、地図 コピー代	写真代「記録・広報用」 その他事務用品
補償関係費用	支援職員の傷病に対する応急的な治療費 第三者に対する損害賠償金の負担 「支援作業中」	支援職員の災害補償費 「出張中の公務災害」 第三者に対する損害賠償金の負担 「往復途上」